

農地法第4条・5条届出に必要な届出書及び添付書類（福崎町農業委員会）

◎受付の締め切りは毎月5日(休日の場合は翌開庁日)です。農業委員会は毎月20日頃に開催します。

No.	書類名等	申請書類 チェック欄	留意点
1	届出書	◎	4条届出書（様式第25号） 5条届出書（様式第26号） 町決裁用の様式及び上記様式各1部提出 ・町決裁様式の届出者及び申請地の「所属集落」は必ず記入のこと。
2	土地登記事項証明書 （全部事項証明書に限る）	◎	届出に係る土地の登記事項証明書（法務局で取得） ・最新のを添付（届出土地の確認） 抵当権設定（根抵当権）の場合、権利者の同意書添付 仮登記設定の場合、抹消又は権利者の同意書添付 相続登記未了の場合、相続登記終了後届出（原則） 相続登記未了で届出できる場合の添付書類 相続人全員による共同申請又は特定人（単独）申請 ・被相続人の除籍謄本 ・相続を証する書面（遺産分割協議書等）
3	住民票等	○	土地登記事項証明書の記載内容と違う場合 （住所・氏名が確認できる書類） 法人の場合、当該法人の登記事項証明書の原本及び定款の写し添付 （代表者の原本証明が必要）届出目的が定款等に合致していること。
4	位置図	◎	申請地の位置及び周辺の状況を示した図面 ・住宅地図又は1/2500都市計画図でもよい。 ・申請地を赤色で囲み、「申請地」と記載する。
	地籍図又は土地改良所在図	◎	法務局で取得 ・ほ場整備完了地の場合は土地改良所在図 ・申請地を赤色斜線で表示し、「申請地」と記載する。 ・申請地に隣接の道路は赤色、水路は青色で着色する。 ・申請地に隣接する土地の地目、所有者、耕作者を必ず記入
	字限図（和紙公図）	△	地籍図又は土地改良所在図がない場合のみ ・法務局で取得 ・西光寺野土地改良区内の字限図は土地改良区事務所で取得
5	事業計画図	◎	建設しようとする建物の配置図（目的の確認） 露天駐車場は、駐車区画を図面に明示 露天資材置場は、何をどこに置くのかを図面に明示
6	同意書(届出目的に対しての同意 であること)	◎	特別な事情で同意書が取れない場合は説明を行った日時、説明 内容及び同意が取れない理由を記載した理由書
	隣地同意	○	直接隣接する農地(田・畑)がある場合、その所有者及び耕作者 ・里道、水路で2m以上離れている場合は不要(影響範囲外)
	水利同意	◎	申請地の所属集落等の水利管理者の同意(排水先等の確認) ・目的物によって、下流の同意が必要な場合あり。
	区長同意	◎	申請地の所属集落の区長の同意(地域環境への影響の確認)
7	小作地の場合	○	小作権、賃貸借権、使用貸借権の設定がある場合は原則解約後 に申請（同時申請可） ・小作権、賃貸借権の解約は農地法第18条の合意解約通知を提出 ・使用貸借権の解約は農地使用貸借の合意解約通知を提出
8	開発行為許可申請書の写し	○	都市計画法第29条第1項の許可を受けることが必要な場合
9	その他	○	4条届で転用後、使用貸借、賃貸借する場合 ・使用貸借契約書(案)又は賃貸借契約書(案)の写しを添付
		○	周辺の農業・住民の生活環境に影響を及ぼす恐れのある場合 ・被害防除施設設置状況説明書を添付
		○	里道・水路が届出地内にある場合 ・占用する場合は、法定外公共物使用許可申請書の写し添付

※農業委員会で受理された場合は、毎月末頃に受理書を発行します。

- ◎必要添付書類
- 該当する場合

【問合せ先】福崎町農業委員会事務局（農林振興課内）
電話 0790-22-0560 F A X 0790-22-2919